

## 軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）に関するQ&A

軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）に関して、よくある問い合わせを一覧表にしました。届出に際し、不明な点がある場合は参考にしてください。

Q&Aにない状況で判断に困った場合は、介護保険課給付担当にお問い合わせください。

Q 1. 新規（区部変更）申請中で、認定結果が出る前に福祉用具を利用したいが、軽度者に該当しそうな場合はどのように取り扱えばよいか。

A 1. 主治医の意見を聴取した上で、担当者会議を開催し、暫定ケアプランを作成します。作成した暫定ケアプランと担当者会議録、主治医の意見を聴取したことが分かる書類を添付して届出書を行ってください。市での承認後、貸与開始となります。

Q 2. 暫定ケアプランで軽度者申請を事前に行い、貸与開始したが、認定結果が確定後に再度軽度者に係る福祉用具貸与の届出は必要か。

A 2. 改めての届出は不要です。ただし、認定結果確定後に新たな品目を追加で貸与する場合には再度届出を行ってください。

Q 3. 現在軽度者に該当する利用者が更新申請中だが、新規に福祉用具貸与を行うことになった。更新後も軽度者に該当する見込みがあるが、この場合届出はどのように行えばよいか。

A 3. 軽度者に対する福祉用具貸与の手順にのっとり、更新前と更新後の認定期間でそれぞれ届出を行ってください。更新後の認定有効期間と貸与開始時期が近い場合は、同時に二枚届出を提出してもかまいません。

Q 4. 軽度者に対する福祉用具貸与の届出をしている利用者が、更新時期となった。更新後も継続して福祉用具を利用する必要があり、介護度も同じになることが見込まれるが、どのタイミングで市への届出を行えばよいか。

A 4. 更新後の認定有効期間が始まる前に必要書類を整えて届出を行ってください。毎月末は届出が集中し、市の承認連絡も遅れます。なるべく早めにご提出ください。

Q 5. 福祉用具貸与にあたり、担当者会議を開催したが、緊急だったため、主治医の意見の聴取が担当者会議に間に合わなかった。担当者会議開催後に主治医の意見は聴取したが、通常通り軽度者の届出を行っても問題ないか。

A 5. 主治医の意見に基づいて担当者会議を開催することと定められているため、主治医の意見を確認する前に行った担当者会議では軽度者に対する福祉用具貸与を根拠付けるものとみなすことができません。主治医の意見をもとに再度担当者会議を開催してください。

Q 6. 更新申請中だった利用者の認定結果が遅れ、認定有効期間終了間際に結果が出た。数日で新しい認定有効期間が開始となるが、認定結果が遅れたため、サービス提供者や利用者との都合が合わず、担当者会議を新しい認定有効期間の開始前に開催することができない。継続して福祉用具の利用が必要だが、担当者会議開催日より遡って貸与開始として届出を行ってもかまわないか。

A 6. 認定有効期間開始までに担当者会議の開催が間に合わない場合は、事前に市へ連絡してください。やむを得ず市への事前連絡もできなかった場合は、担当者会議の開催が遅れた理由が分かる資料を添付し、届出を行ってください。

**届出前からの遡り給付は原則できません。新規の貸与や、新規申請・区分変更申請中の貸与については、暫定プランを作成して対応するようにしてください。**

※判断に困る場合は市へ相談してください。

Q 7. 市に軽度者に対する福祉用具貸与の届出を行ったら、担当者会議録の記載に不備があると受理してもらえなかった。何を書いておけばいいのか。

A 7. 主治医の意見、利用者の意向、福祉用具専門相談員・ケアマネジャーの意見は検討内容に記載するようにしてください。

検討後の結論は簡潔でかまわないので、書くようにしてください。

第4表		会議の要点		作成年月日 年 月 日	
利用者名	欠席の場合でも「主治医（照会）」のように主治医名を記載してください。	在宅サービス計画作成者(担当者)氏名		氏名	
開催日		開催時間	開催回数		
会議出席者		(種)	氏名	所属(職種)	氏名
検討した項目		検討した内容の概要を記載します。 (例) ①福祉用具貸与について ②訪問介護の利用について			
検討内容		参加者の意見を項目ごとに簡潔に記載します。書ききれない場合は別紙でもかまいません。			
結論					
残された課題					
(次回の開催時期)					

Q 8. 昇降座椅子の貸与を検討している利用者の状態像が、「厚生労働大臣が定める者のイ」の中で記載されている状態像のうち、「(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に該当すると判断し、市への届出を行わないことは可能か。

A 8. 「平成18年4月介護報酬改正関係Q&A(Vol2)」Q 4 4において、「(前略) 移動用リフトの一部(段差解消機)では、該当する基本調査結果がないため、サービス担当者会議等の結果で判断する必要がある。」と記載されていることから、昇降座椅子は「(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者」の項目に該当する福祉用具ではありません。

よって、状態像から「昇降座椅子」や「立ち上がり補助椅子」が必要な利用者については、「厚生労働大臣が定める者のイ」の状態像のうち(一)又は(二)の項目で市への届出の必要性を判断することになります。届出不要に該当しない場合は、市への届出が必要となりますので御注意ください。

Q 9. 先日軽度者に対する福祉用具貸与の届出を行い、市から承認をもらい特殊寝台と付属品の利用を開始したが、追加で体位変換器も貸与したいと利用者から希望があった。改めて市へ届出を行う必要があるか。

A 9. 改めて届出を行う必要があります。ケアプランに新しい品目を位置づけるため、ケアプランの内容も変わります。担当者会議も改めて開催する必要もあるため、通常の手順どおりに届出を行ってください。

Q 10. 主治医意見書の開示が間に合わない。診断書も頼めないし、主治医から意見を聴取したいが直接連絡もとれない。それでも主治医の意見がないと届出を行っても承認はもらえないか。

A 10. 主治医の意見に基づいて例外的に給付を認める制度です。どのような場合でも主治医の意見がない場合は承認できません。どうしても文書や直接聴取する等の方法で主治医の意見をもらうことが難しい場合は、病院のケースワーカー等を介して主治医の意見をもらってください。その場合は、経緯を支援経過にしっかり記録するようにしてください。